かわの情報誌

特集 ～「ためる！」治水対策 ～

京都府
災害からの安全な京都づくりに向けて
～重要開発調整池の設置義務化～

奈良県
新たなため る対策
～大和川流域における総合治水の推進に関する条例と
奈良県平成緊急内水対策事業のキックオフ～

堺市
内川・土居川の変遷

2018 秋 号

NO. 103

かわの情報誌“さらさ”第１０３号

ページ

特集

【「ためる！」治水対策】

3 **災害からの安全な京都づくりに向けて～重要開発調整池の設置義務化～** Ⓑ
京都府建設交通部河川課

5 **新たなため る対策～大和川流域における総合治水の推進に関する条例と奈良県平成緊急内水対策事業のキックオフ～** Ⓒ
奈良県県土マネジメント部河川課

トピックス

7 **内川・土居川の変遷** Ⓓ
堺市建設局土木部河川水路課　仲村彩

9 **知っておきたい『ダムのできること・できないこと』** Ⓔ
和歌山県　県土整備部

季節の水辺風景

10 **壮大な滝と紅葉のコラボレーション ～ もみじの滝 ～**

水辺を楽しもう！

11 **水都大阪を感じるイベントに出かけよう！**

インフォメーション

12 **琵琶湖博物館リニューアル！**
大野ダムもみじ祭り

13 **川の恵みを活かすフォーラム・川の食味体験会**
わかやまミズベCHALLENGE＆市堀川イルミネーション

イベント情報

14 **鴨川発見！再発見！第49弾**
阪神大水害デジタルアーカイブ公開イベント **etc**

Ⓐ大川（旧淀川）

JR桜ノ宮駅のすぐ南側には、大川（旧淀川）左岸の毛馬桜之宮公園貯木場跡の水辺を活用し、都会の中では貴重な、水辺に親しみくつろげる空間として、「大阪ふれあいの水辺」を整備しています。

直接川に触れられ、くつろぎを感じることのできる「砂浜ゾーン」では、ビーチバレーなどのスポーツ、水遊び、地引網イベントなどが行われています。

また、自然を体感でき、水辺の動植物の観察などができる「自然再生ゾーン」では、石積みやヨシの植栽を行い、魚やカニなど生物の生息環境を保全しています。

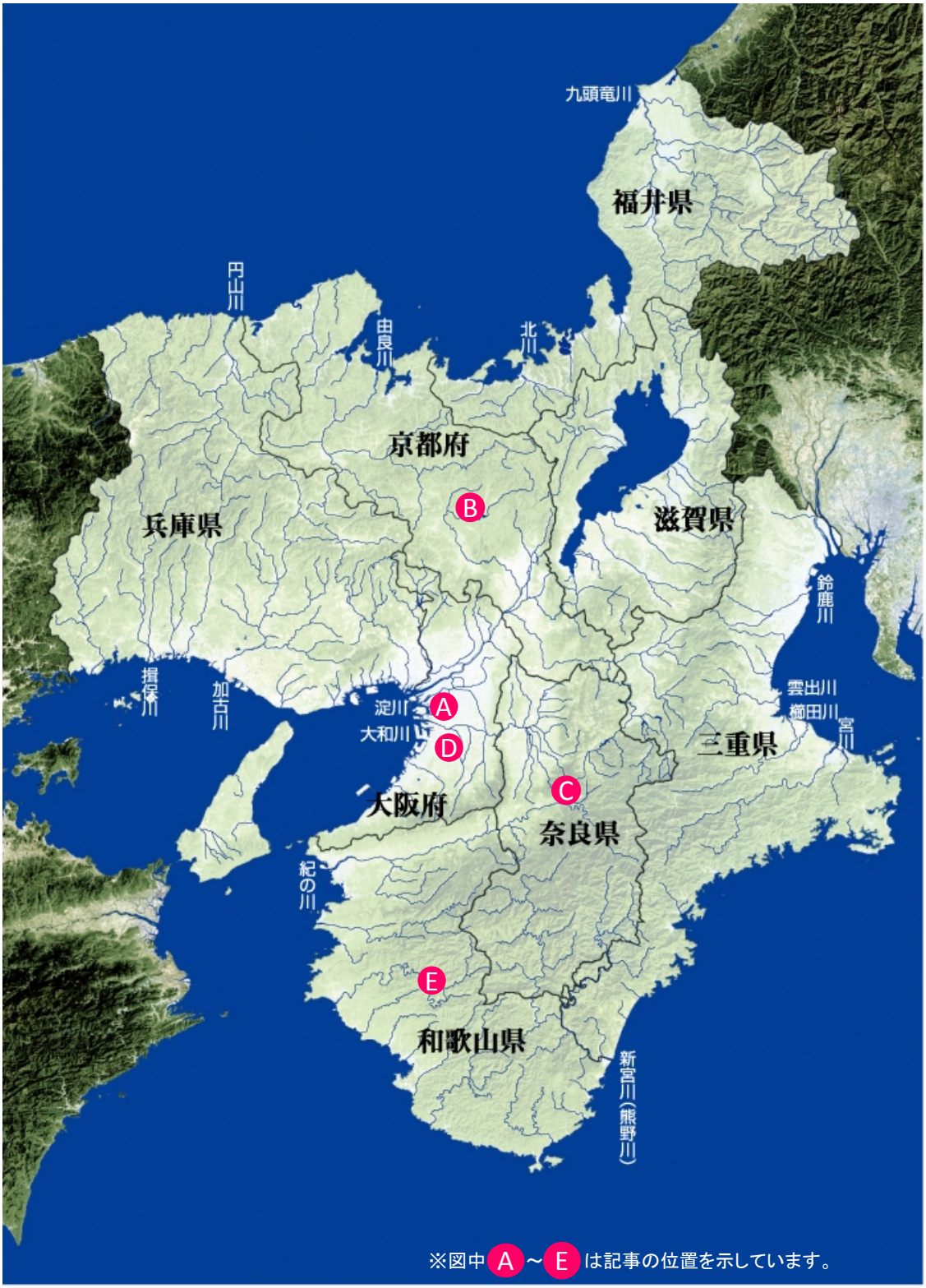

地引網イベントの様子

ビーチバレーイベントの様子

自然再生ゾーン

災害からの安全な京都づくりに向けて～重要開発調整池の設置義務化～

京都府建設交通部河川課

1 はじめに

京都府では、平成 24 年度から 3 年連続で風水害及びそれに伴う土砂災害による甚大な被害を受けたことを契機に、平成 28 年 8 月、「災害からの安全な京都づくり条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

本条例において、「貯める」治水対策として、これまで行政指導により対応してきた調整池の設置が義務づけられましたので、ご紹介します。

2 「災害からの安全な京都づくり条例」の概要

本条例の目的は、ハード対策、ソフト対策を有効に組み合わせて総合的な防災対策を実施し、府民とまず災害危険情報を共有して、まちづくりの段階から防災対策を進めることによって災害予防の質を高め、安心・安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することです。防災対策の基本である、自助、互助・共助、公助をもとに、府民の皆様に行っていただきたい取組や府と府民等が連携、協働して実施する取組及び災害を防止又は軽減するための事前に備える対策を中心に規定しています。

その中でも治水対策は重要な対策の一つとなっており、国、市町村、府民等と連携し浸水被害を軽減するため、河川や下水道による「流す対策」、雨水貯留浸透施設による「貯める対策」及び公共建設物の耐水機能確保等の「備える対策」を実施することとしています。

このうち、「貯める対策」として、これまで京都府では行政指導により対応してきた調整池の設置に関して、一定要件を満たす開発行為には設置や設置後の適正な管理等を開発者に義務づけました。

3 重要開発調整池の設置義務化に至る経緯

調整池は、土地の形質を変更する開発行為に伴い増加する雨水の流出量を安全に流下させ、治水安全度の低下と災害誘発の危険性を防止するため設置するものです。

これまで京都府では、知事管理河川の流域において 1ha 以上の大規模開発を行う場合に、行政指導により、開発者に対して調整池を設置するなどの治水対策を講じていただき、開発による雨水流出増に起因する浸水被害の軽減に努めてきました。昭和 61 年の行政指導（治水協議）開始以来、その件数は約 30 年で約 300 件に上っていました。

しかしながら、近年、例えば都市計画法上に基づく開発許可案件にはならない太陽光パネルの設置に伴う、山地部の切土や盛土で、土地の形質を変更する開発行為であるにもかかわらず指導に従わない事例や、調整池は設置したものの維持管理が十分になされておらず、土砂で埋塞している事例など、行政指導には限界がある状況となっていました。

このような状況に対応するため、本条例において、雨水流出増を伴う 1ha 以上の大規模開発を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池（以下、「重要開発調整池」という。）の確実な設置と、その適正な維持管理を開発者等に義務づけ、着実に浸水被害の軽減を図ることとしました。

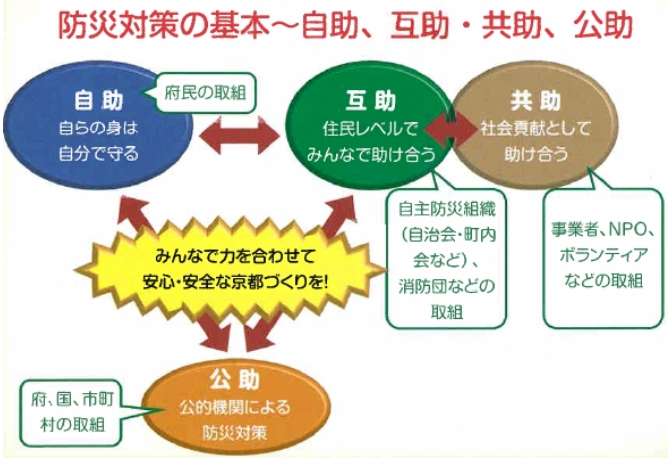

図 1 防災対策の基本

図２　重要開発調整池設置の義務化に関するチラシ（一般向け）

４　重要開発調整池設置の要件

京都府において、重要開発調整池の設置が義務づけられる要件は以下のとおりです。

① 知事管理の一級河川又は二級河川の流域で行う開発行為であること

② 開発面積が 1ha 以上であること

③ 開発行為により雨水流出量の増加をもたらすこと

④ 開発行為により下流地域において、浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められること

⑤ 開発行為が適用除外規定（条例施行規則第 6 条に規定）に該当しないこと

以上全ての要件に該当する場合は、開発行為届の提出、重要開発調整池の設置（年超過確率 1/50 規模）、設置完了届の提出、重要開発調整池の検査、適正な管理を行う義務が発生することになります。なお、要件⑤の適用除外は、河川工事、農地の区画整理や砂防工事等が該当し、治水上の有益性、公益性、軽微性の理由から除外しています。

要件に該当しているにもかかわらず開発行為届が提出されない場合、調整池の設置命令や技術的基準に基づく是正命令に従わない場合、適切な管理が行われていない場合などには罰則が規定されており、重い場合で 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられます。この罰則により、義務化の実効性を担保しています。

５　おわりに

今年もすでに 7 月豪雨、台風 20 号と全国各地で大災害に見舞われており、総合的な治水対策への取組が求められています。京都府においては、今後も大規模な開発行為に伴う雨水流出増に対して、府内の浸水被害軽減のため、条例に基づき適切に指導してまいりたいと思います。

新たなためる対策

～大和川流域における総合治水の推進に関する条例と奈良県平成緊急内水対策事業のキックオフ～

奈良県県土マネジメント部河川課　山科　友紀

1.はじめに

奈良県の大和川流域では、昭和 57 年 8 月の「大和川大水害」を契機に水を安全にながすことを目的とした「ながす対策」と、流域の保水力を高め、雨水の河川への流出を抑制することを目的とした「ためる対策」を組み合わせた総合治水対策を昭和 58 年から取り組んできました。また、昭和 57 年 8 月以降に 3 回以上浸水被害が生じた地域を浸水常襲地域に位置づけ、関係市町村との連携により対策を推進してきました。しかし、近年の社会情勢の変化や気候変動などを踏まえると、より一層の治水安全度の向上が必要となり、総合治水対策をより一層推進していくための「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定し、平成 30 年 4 月 1 日に施行しました。

また、平成 30 年 5 月 17 日に大和川流域総合治水対策協議会において、条例の制定や平成 29 年 10 月の台風 21 号による浸水被害を加味した、より充実した内水対策「奈良県平成緊急内水対策事業」をキックオフしました。

ここでは、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」と「奈良県平成緊急内水対策事業」についてご紹介させていただきます。

2.大和川流域における総合治水の推進に関する条例

条例は大きく「ながす対策」「ためる対策」「ひかえる対策」の 3 本柱で総合治水を推進します。これまでの「ながす対策」と「ためる対策」に加えて、「ひかえる対策」を新たに取り組んでいきます。具体的には次のようになります。

「ひかえる対策」

○市街化編入抑制区域について

「ひかえる対策」とは、頻繁に床上浸水レベルの浸水が起こるような場所では、市街化を抑制し、浸水被害の拡大を防ぐ対策です。この対策により、将来における浸水被害の発生を抑制し、県民の生命、身体や財産を守っていきます。

具体的には、市街化調整区域の中で 10 年につき 1 回の割合で発生すると予想される雨（時間雨量 50 ミリ程度）が降った場合、浸水深が 50cm 以上になると予想される区域を「市街化編入抑制区域」に指定し、公表することで浸水区域での土地利用を抑制します。ただし、河川や水路の整備による治水対策や、土地利用の状況の変化により浸水深が変わる可能性あるため、河川整備の進捗や土地利用の変化などを踏まえて、定期的に見直すことを予定しています。

「ためる対策」

○開発等にともなう防災調整池等について

大和川流域において、防災調整池等の設置対象面積を 3000 ㎡から 1000 ㎡に引き下げることにし、特定開発行為に該当する場合には、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（防災調整池等）を設置しなければなりません。

（防災調整池チラシ）

○ためる対策の推進について

流域整備計画実施要領で定めた最小必要量を確保するために、耕作面積の減少によって不要となったため池の利水容量を治水容量に転換することによって、ため池の保全と治水利用の促進を図っていきます。さらに「ためる対策」の新たなメニューとして、水田貯留施設を条例に位置づけて取り組んでいきます。また、上下流の市町村が連携して総合治水に取り組むために、流域の上下流市町村と県が支川流域毎に総合治水の推進に関する協定を締結し、計画を策定します。そのうえで、県は計画に基づく市町村の施策を積極的に支援し、上下流市町村の認識の差を解消する仕組みをつくることで、「ためる対策」の推進を図っていきます。

3.奈良県平成緊急内水対策事業

奈良県では、平成 29 年 10 月 21 日～23 日の前線並びに台風 21 号の影響により大和川流域内を中心に昭和 57 年 8 月の戦後最大の水害といわれる大和川大水害以来の浸水被害が発生しました。浸水の原因について、市町村へのヒアリングなどから分析してみると、多くが内水によるものでした。

そのため、より充実した内水対策として、「奈良県平成緊急内水対策事業」と位置づけ、喫緊の課題である内水被害の解消に向け市町村との連携により、各支川で対策に必要な貯留施設等を整備していきます。

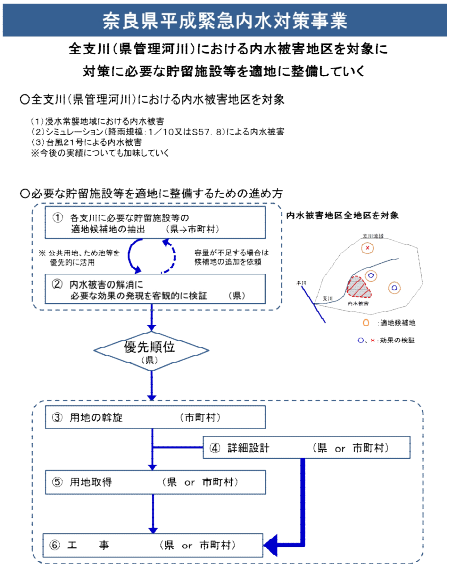

（大和川流域総合治水対策協議会資料より）

4. さいごに

今後も奈良県はより一層市町村との連携を深めて総合治水対策と内水対策を進めていきます。大和川流域における総合治水の推進に関する条例と奈良県平成緊急内水対策事業について、奈良県河川課の HP にも掲載しておりますので是非ご覧ください。

（http://www-cms.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12730）

内川・土居川の変遷

堺市建設局土木部河川水路課　仲村彩

○はじめに

内川･土居川は堺市北西部に位置する二級河川で、宅地化された市街地を流れる典型的な都市河川です。また、大阪湾に面しており、潮汐に応じて水位変動する感潮河川となっています。室町時代後半から江戸時代初期にかけて、貿易都市として、自治都市として繁栄した堺。内川・土居川は当時の環濠都市の面影を残しています。

今回は、この内川・土居川の変遷を紹介します。

図１　堺市を流れる河川

○中世堺の環濠

15 世紀から 16 世紀にかけては、今より東側に海が位置していました。その当時、堺は日本一の貿易港として栄えており、富を得た商人たちが、町を守るために、北と東と南の三方面に濠をつくったのが土居川の始まりです。時代としては、16 世紀後半、織田信長の脅威が頂点に達した永禄年間（1558～70）と推定される時期です。

堺の土地は、大阪湾の波浪が海浜に打ち寄せては返すうち、砂が積もって海沿いの陸地を形成し、堆砂した土地です。環濠は、その堆砂の土地と背後の洪積層段丘のあいだの、水はけの悪い後背湿地につくられたと考えられています。町を囲う環濠は幅が 10m を超えるもので、ところによっては二重濠の部分もあったそうです。戦国時代は、いつどこから誰が攻めてくるか分からず、住民たちは自衛を余儀なくされました。その際、濠を掘るということは有効な防御手段でした。というのも、濠を掘れば必ず土が出るため、それで土塁を造ることができるからです。織田信長が堺へ圧力をかけたときに、住人が濠の深さを深くしたという記録があることから、おもに防御の機能を持っていたものと考えられ、濠と町屋の間には 300m ほど空閑地があったとされています。

写真１　現在と中世の海の位置関係

天正 14 年（1586 年）、自治都市の象徴であった堺の環濠は、豊臣秀吉によって埋め戻しの命令が出され、徐々に埋め立てられていきました。

慶長 20 年（1615 年）、大坂夏の陣が勃発しました。堺の町はその前哨戦で、大野道犬（おおのどうけん）という大坂方の武将に火をかけられ全焼しました。味方が火をつけるというのは不思議に思われるかもしれませんが、戦国自体の戦い方としては、城にこもって戦う場合は自らの城下町に火をかけることが一般的です。敵に兵糧を与えないためと、城攻めの材料になる建物を残さないためです。

話は逸れますが、堺のまちは、中世以来今日までも地理上の位置は変わっていませんが、それぞれの時代の人が踏みしめ、生活していた地表面の

高さはずいぶん違っていたことが分かっています。地表面から地下 3.5m ないし 5m にかけて、赤茶けたあるいは黒く炭化した幾筋もの焦土層と黄色っぽい褐色の復興用客土層が交互に縞模様になっています。「堺焦土層」と呼ばれる、他都市ではなかなか見られない地層だそうです。

現地表から 20 cmほど下の焦土層は、第 2 次世界大戦末期の大空襲で焼け野原になった時の地層。60 cm下あたりの砂層は、1707 年の宝永大津波によって海底の砂が押し上げられたものと思われる地層。1.3m ほど下の厚い焦土層は、先述した大坂夏の陣で焼打ちにあった中世自治年以来の町が灰燼と化した時にできた地層です。

堺の環濠は、大坂夏の陣の終結の後に完全に埋められ、江戸幕府により新たな環濠が掘られました。これが現在の土居川で、元の土居川より外側に掘られています。

○大和川の付け替え工事

次に、現在の内川・土居川が誕生することになった大きな出来事が起こります。大和川の付け替え工事です。付け替え工事前の大和川は、奈良盆地の水を集め、河内平野を北に向かって流れ、大阪城の北で淀川に合流していました。大和川は河内平野に常習的な洪水をもたらしており、それを回避するため、今から約 300 年前の 1704 年に、現在の柏原市から堺の方向へと付け替え工事が実施され、現在の大和川になりました。実は大和川は、柏原市より西側は人工の川なのです。

大和川の付け替え工事によって、東大阪方面一帯は水害から逃れましたが、付け替え先の河口となった堺には、この新川が運ぶ大量の土砂が河口に堆積し続けました。堺の港は、日本中の大小の船がたくさん出入する、にぎやかな港でしたが、この土砂の堆積で港は浅くなって大きな船の出入が出来なくなりました。

港や海岸が埋まったことで土居川の水が海へ流れなくなったため、昔の海岸線沿いに濠を掘りました。これが現在の内川です。こうして内川と土居川はつながり、堺の四方を囲む形の環濠となりました。

ちなみに、土砂の堆積によって新しくできた土地は、水はけがよく、地下水が豊富なため、綿作に適しており、その後、広く栽培されました。

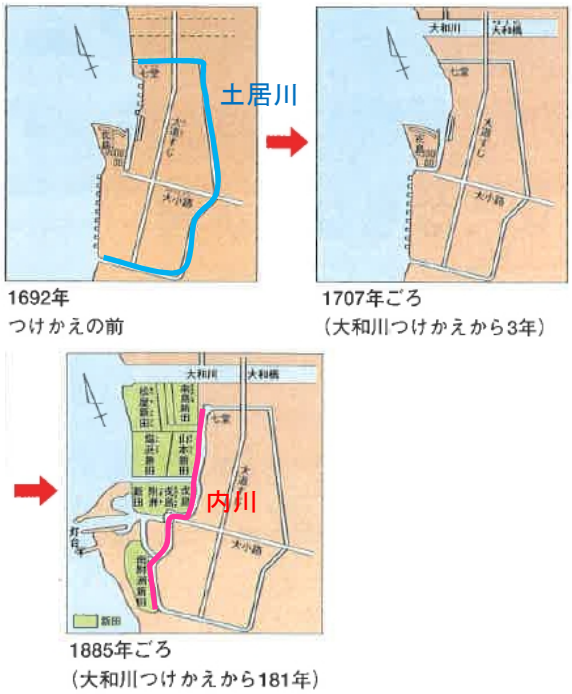

図 2　堺の港の移り変わり

その後、第二次世界大戦後の復興で新しいまちづくりが進められていた頃には、物資を運ぶ方法も水上から陸上輸送に代わり、川は利用されなくなりました。また、道路網の整備とともに昭和 40 年代初めには四方を囲む内川・土居川のうち、北側と東側は埋められて道路となり、現在の形となりました。

○おわりに

内川・土居川では現在、NPO 法人によるクルーズ船が運行し、多くの方が乗船されています。また、周辺には、堺出身の千利休の茶の湯の原点や与謝野晶子の歌の世界を感じるミュージアム「利晶の杜」や、環濠都市の面影を残す堺環濠都市北部地区などがあります。ぜひ遊びに来てください。

【参考図書】
堺‘意外史’探訪　中井正弘著（ホウユウ出版部）
堺の歴史～都市自治の源流～　朝尾直弘・栄原永遠男・仁木宏・小路田泰直著（角川書店）
フォーラム堺学　第二集、第九集

（財団法人　堺都市政策研究所）

PR ポスター

和歌山県では、広く一般の方に、ダムの運用について正しく理解をしていただき、今後の避難行動に役立てていただくため、ポスターを作成し、周知を図っています。

知っておきたい『ダムのできること・できないこと』

～洪水調節・異常洪水時防災操作・事前放流～

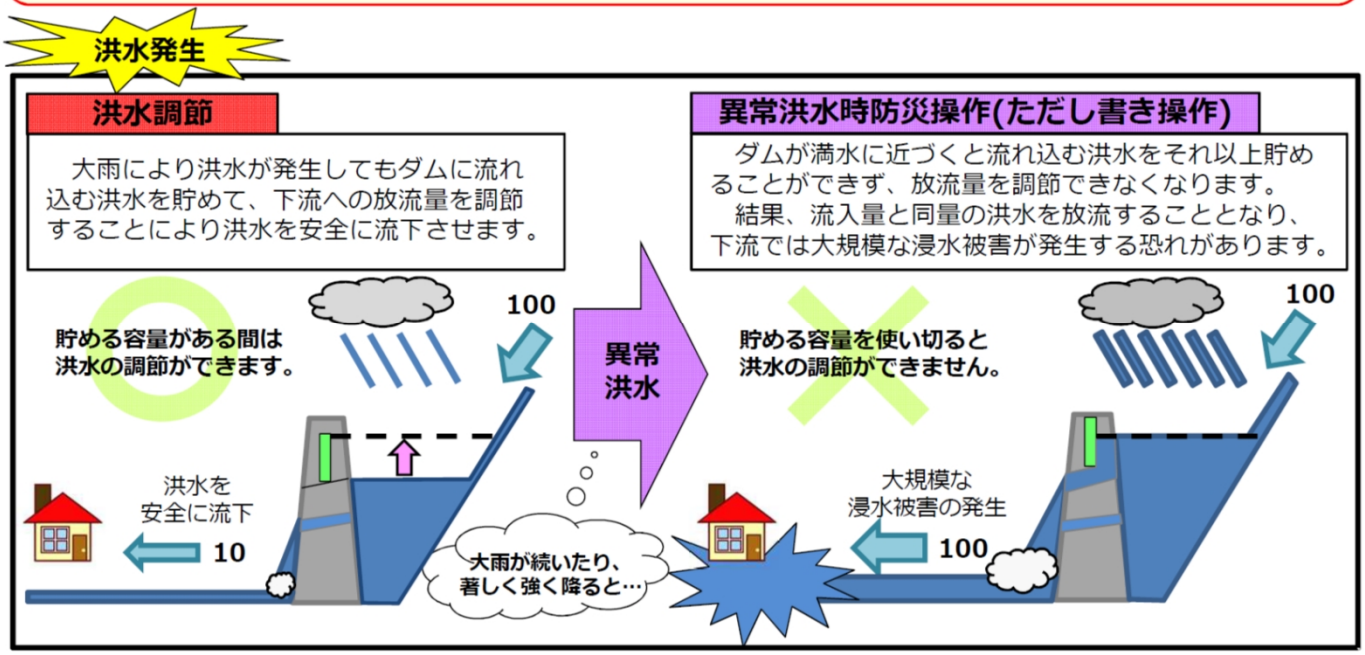

H23.9紀伊半島大水害では二川ダム、椿山ダム、七川ダムにおいて『異常洪水時防災操作』に移行せざるを得なくなり、下流の市町で大規模な浸水被害が発生。

洪水に備えて　そこで!!

和歌山県では全国に先駆け、『事前放流』を導入（H24.6～）

事前放流

異常な洪水が予想される場合に、発電事業者の協力のもと、あらかじめ可能な限り水位を低下させ、水を貯める容量をさらに確保します。

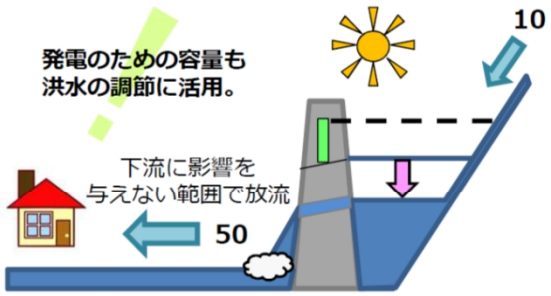

※事前放流は二川ダム、椿山ダム、七川ダムで実施

事前放流をすることで

メリット①　避難時間の確保
（洪水調節を可能とする時間を稼ぐことによりさらに避難の時間を確保）

メリット②　下流被害の軽減
（最大放流量を抑え、下流被害の軽減）

例えば…
H27.7台風11号、七川ダムで事前放流を実施し、効果を発揮！！

○避難時間
→さらに2時間確保
○最大放流量
→約2割低減

✓ダムでは事前放流など洪水に対して備えていますが、異常な洪水が発生し、ダムが満水に近づくと、やむを得ず『異常洪水時防災操作』に移行し、下流で**大規模な浸水被害が発生する恐れ**があります。

✓大雨が予想されている場合は、河川雨量情報や市町村からの防災情報を確認し、**早めの避難行動**をとってください。

万博記念公園　もみじの滝
（大阪府　吹田市）

壮大な滝と紅葉のコラボレーション

昭和45（1970）年に千里丘陵で開催された日本万国博覧会の跡地、約260万平方メートルに広がる万博記念公園。園内では約20種・1万本の樹木が紅葉し、紅葉の名所となっています。

今秋は、広大な公園に流れる壮大な滝と紅葉のコラボレーションで秋の風情を感じてみるのはいかがでしょうか。

水都大阪を感じるイベントに出かけよう！

①水都大阪フェス2018

水都大阪を盛り上げる秋のフェス。今年も中之島公園を中心に開催します。
フジファブリックやBEGIN が登場するスペシャルライブや、水都の魅力を再発見できる体験型の催しなど盛りだくさんです。

◆開催日程：10月20日･10月21日
◆開催場所：中之島公園ほか
◆イベント情報関連URL
http://suito-osaka-fes2018.jp/

②水辺のまちあそび

「水辺のまちあそび」では、「アウトドアヨガ祭り2018」や「大阪ビオワインフェスタ2018」「STRING Quartett+NATURATECTUR」など、水都大阪の水辺のにぎわいにつながる多彩な催しや舟企画が中之島公園芝生広場を中心に実施されます。

◆開催日程･開催時間：イベントにより異なります。
◆開催場所：中之島公園ほか
◆イベント情報関連URL
http://www.mizube.love/

③OSAKA光のルネサンス2018

「OSAKA光のルネサンス2018」では、大阪市中央公会堂開館100周年とのコラボレーションとなる光のアート作品を中心に、水都大阪のシンボル中之島に広がる水辺の風景を活かした光のプログラムが開催されます。

◆開催日程：12月14日～12月25日
◆開催時間：17:00～22:00
(一部コンテンツは16:00～22:00)
◆開催場所：大阪市役所周辺～中之島公園
◆イベント情報関連URL
http://www.hikari-kyoen.com/core-renaissance01.html

アクセス

中之島公園へは下記交通機関が便利です。
○大阪メトロ堺筋線･京阪本線「北浜」駅
○京阪中之島線「なにわ橋」駅
○大阪メトロ御堂筋線･京阪本線「淀屋橋」駅

琵琶湖博物館リニューアル！

琵琶湖博物館は、「湖と人間」をテーマに、琵琶湖の生い立ち・人と生き物との関わりについて家族で楽しみながら学べる「体験型」博物館です。

この夏のリニューアルでは、五感で体験できる「ディスカバリールーム」や実物資料や顕微鏡を使って観察できる「おとなのディスカバリー」がオープン。さらに、11 月 3 日には琵琶湖を展望でき、樹木を間近に観察できる空中遊歩道「樹冠トレイル」が登場します。

休館日：月曜日（月曜日が休日の場合は開館）
※臨時休館あり
開館時間：9：30～17：00（最終受付 16：30）
観覧料：大人 750 円、高校・大学生 400 円、
中学生以下無料
場所：滋賀県草津市下物町 1091
問い合わせ先：滋賀県立琵琶湖博物館
TEL：077-568-4811　http://biwahaku.jp

水族展示室の「トンネル水槽」は、淡水水槽として日本最大級

大野ダムもみじ祭り

■日時：１１月１７日（土）、１８日（日）
■場所：大野ダム公園（京都府南丹市美山町樫原）

＜概要＞

「日本のふるさとの原風景」といわれ、豊かな自然と茅葺き民家の調和するまち美山町に位置する大野ダム公園は桜・青葉・紅葉そして雪景色と四季折々に綾なす美しい自然公園であり、府内有数の観光行楽地として多くの方々に親しまれています。

例年、町内外からの観光客で賑わう「大野ダムもみじ祭り」は今年で第 30 回目を迎え、大野ダム公園に映る紅葉を眺めながら秋の美山スイーツフェア、じゃんけん大会、大野にじの子太鼓披露、ふるさと鍋など、いろいろな催しや地元特産品の販売、各種露天の出店でお楽しみいただけます！

・交通機関：最寄り駅 JR 和知駅からバスで約 15 分
京都縦断自動車「丹波インター」下車後、国道 27 号経由約 20 分
・問合せ先：美山町大野振興会
TEL 0771－75－9110
WEB http://www.kyoto.zaq.jp/miyama_oono/

川の恵みを活かすフォーラム・川の食味体験会

■日時：平成 30 年 10 月 27 日（土），11 月 4 日（日）

■場所：京都大学防災研究所オープンラボラトリー（１日目は新館セミナー室，２日目は屋外中庭）

これまで，天然アユが息づく環境づくりのため，落差工に様々な工夫をこらした魚道を設置し，鴨川を遡上する仕組みを設置し，確実にアユやオイカワ等の遡上を確認しています。

今年も，１日目のフォーラムでは，これからの活動を考え，２日目の川の食味体験会では、アユだけでなくウナギ，ビワマスなどの様々な川の恵みによる食味体験会を実施します。

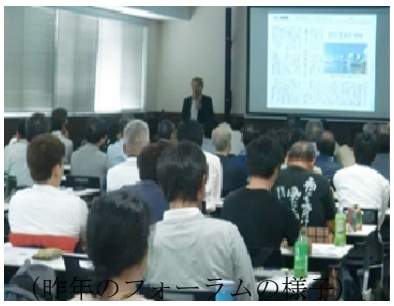

（昨年のフォーラムの様子）

【内　　容】

１日目：活動報告会　10 月 27 日（土）　※時間未定

２日目：食味体験会　11 月 4 日　（日）　※時間未定

・主　　催：京の川の恵みを活かす会（略称：活かす会）

・参 加 費：２日目の食味体験会のみ 2,000 円（食材経費実費）

・参加申込：FAX または E メールにて事前申込みが必要です。

Fax　：075-221-1253（京都市農業振興室農業振興整備課）

E-Mail：ikasukai.all@gmail.com（活かす会事務局）

・問合せ　：京都市農業振興室農業振興整備課 075-222-3352

※最新情報及び詳細については，HP（http://ikasukai.web.fc2.com/）を御確認ください。

わかやまミズベ CHALLENGE＆市堀川イルミネーション

■日時：１０月２０日（土）　１１時～２１時

※イルミネーションは平成３１年２月１４日まで実施予定（点灯時間　１７時から２３時）

■場所：市営京橋駐車場（和歌山県和歌山市）の他、市堀川沿いの河川空間

今年で１４回目の開催を迎えるわかやま城下町バルと連携し、水辺の可能性や具体的な利活用例を示す・試す「わかやまミズベ CHALLENGE」を開催します。当日は酒蔵見学と美味しい料理、お酒も楽しめるナイトクルーズの運行、SUP 体験会やクルージングツアー、水辺で飲食できるテイクアウトメニュー企画や、ファミリーで楽しめるイベントなどを予定しています。

また、会場周辺（京橋から城北橋の遊歩道沿い及び京橋プロムナード）にイルミネーション装飾を施し、夜間のまちなかの賑わいを創出します。

WAKAYAMA MIZUBE CHALLENGE

・交通機関：最寄り駅：JR 和歌山駅又は南海和歌山市駅から
和歌山バスにて京橋下車徒歩２分

・問い合わせ先　和歌山市市長公室政策調整部政策調整課
TEL 073-435-1013
和歌山市産業交流局産業部商工振興課
TEL　073-435-1233

鴨川探検!再発見!第 49 弾

■日時：10 月 28 日（日）10 時～12 時
■場所： 北山大橋周辺（鴨川）
（京都府京都市北区）
■問い合わせ先：京都府建設交通部河川課
Tel：075-414-5288

阪神大水害デジタルアーカイブ公開イベント

■日時：11 月 24 日（土）13:30～16:30
■場所：兵庫県看護協会　2 階
ハーモニーホール
（兵庫県神戸市中央区下山手通 5-6-24）
■問い合わせ先：
阪神大水害 80 年行事実行委員会
Tel：0120-222-468

愛知川河畔林の会　イベント

■日時：12 月 8 日（土）午前 9 時から半日程度
■場所：葉枝見橋下流の愛知川河川敷広場（滋賀県東近江市川南町）
■内容（予定）：①愛林作業体験（散策道に生えている竹の伐採等）
②焼き芋と豚汁の試食
③門松作り
参加費：200 円　　事前申込：必要
雨天時：小雨決行　　駐車スペース：有り
■問い合わせ・申込先：滋賀県東近江土木事務所　河川砂防課　TEL：0748-22-7737
HP：http://www.pref.shiga.lg.jp/h/y-doboku/index.html
E-mail：ha33400@pref.shiga.lg.jp

■編集後記

今年は平成 30 年 7 月豪雨や台風 21 号など大きな災害が多い中ではありますが、投稿していただいた各府県と各政令市のご担当者様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。紙面をお借りしまして御礼を申し上げます。

編集作業を通して、各府県・各政令市のかわに関するさまざまな取り組みやイベントについて知ることができ、勉強になりました。

今後も「さらさ」が地域間の情報共有の場として活用されればと思います。

編集担当：大阪府都市整備部河川室河川整備課　山本　誠一郎

平成 30 年 7 月豪雨や台風など相次いで大きな災害が発生する中、当初の予定より 2 週間ほどの遅れとなりましたが、さらさ 103 号を発刊できました。災害対応などお忙しいところ寄稿いただきました各府県・政令市のご担当者様におかれましては御協力いただきありがとうございました。

近畿地方整備局 河川部　地域河川課　担当